
南区民センターほか1施設バリアフリースイレ修繕業務
<仕様書>

令和4年9月

札幌市市民文化局地域振興部

1 一般事項

(1) 適用範囲

この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部が発注する「南区民センターほか1施設バリアフリートイレ修繕業務」に基づき行う修繕（以下「修繕」という。）に適用する。

この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(2) 修繕の準備

受託者は、修繕の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(3) 修繕計画書

受託者は、契約後速やかに本修繕実施に関する作業計画書等を作成し提出すること。当該計画書には、実施にあたり必要な事項を記載するほか、使用材料、作業工程、作業日程を明記し、使用材料の安全データシートを添付すること。なお、施設を運営しながらの修繕となるため、工程については、施設管理者及び委託者とあらかじめ調整の上、決定すること。

(4) 打ち合わせ等

修繕の実施にあたっては、受託者は委託者及び施設と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、本仕様書に明示の無い場合もしくは疑義が生じた場合には、委託者と協議するものとする。

(5) 資料等の貸与及び返還

受託者は、修繕を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

受託者は、修繕が完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(6) 機密の保持等

受託者は、本業務にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(7) 成果品

全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。

受託者は、成果品の著作権者人格権を将来にわたり行使しないこと。ただし、

あらかじめ委託者の承諾を得て公表を行う場合等はこの限りでない。

受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担を行うこと。

(8) 環境負荷の低減

委託修繕の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(9) 完了届等

修繕完了後、速やかに完了届及び報告書を提出すること。

2 修繕の概要

(1) 概要

南区民センター及び清田区役所の多目的トイレの修繕を行う。

(2) 修繕対象施設名及び修繕場所

修繕対象施設名（住所）	建物概要	修繕場所
南区民センター （札幌市南区真駒内幸町2-1）	RC造、3階建て 3,051.55 m ²	1階多目的トイレ
清田区役所 （札幌市清田区平岡1条1丁目2-1）	SRC造、4階建て 5,937.19 m ²	2階多目的トイレ

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月17日（金）まで

(4) 業務実施可能時間

以下の期間とする。ただし、委託者及び施設管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

南区民センター	8:45~21:00 ※休館日（12月29日~1月3日）を除く
清田区役所	8:45~17:15 ※土・日曜、祝・休日及び予備12月29日~1月3日を除く

3 修繕の内容

(1) 事前調査及び施工前の揮発性有機化合物の室内濃度測定

- ・修繕実施前に、施工に必要な調査を行う。
- ・修繕の施工に先立って揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う。

(2) 修繕の実施

- ・修繕の内容は、別添図面及び参考数量資料のとおり。
図面及び参考数量資料に記載する型番等は参考品として示したものであり、それと同等以上の品目とすることができる。

- ・搬入経路や既存設備等の養生を行うこと（ビニルシート等）。
- ・本修繕に使用する化学物質を発散させる建築材料等は、揮発性有機化合物の発散が少ない材料の使用に務めるほか、別紙「揮発性有機化合物の対策」を満たすものとする。

(3) 動作試験

- ・可動手すり、扉、インターホン等の可動部の動作を確認すること。

(4) 揮発性有機化合物の室内濃度測定

- ・作業終了後、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、速やかに測定結果を委託者に提出すること。なお、詳細は別紙、「揮発性有機化合物の室内濃度測定」を参照のこと。
- ・測定箇所（南区民センター1階多目的トイレ、清田区役所2階多目的トイレ）
- ・作業時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない

(5) 撤去部材の処分

- ・発生材（建設副産物）の処理にあたっては、関係法令に従い適正に処分すること。産業廃棄物となる発生材は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて管理・処分し、処理後、マニフェストの原本及び計量伝票を用いて、委託者より適正処理の確認を受けること。
- ・建設副産物の処理方法先は下表のとおりとし、原則として札幌市内の処理施設を、「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」（環境局ホームページ参照）から指定すること。ただし、（※）で示す副産物については市外に搬出すること。

搬出先	種別
再資源化施設	アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、コンクリート塊（モルタル付着）、コンクリートブロック（建築用）、インターロッキングブロック（着色含）、金属くず、木くず（建設廃材）、剪定枝等生木、廃プラスチック類、蛍光管類、廃石膏ボード（条件有）、汚泥（無機性）
その他の施設	がれき、紙くず・木くず・繊維くず、ALCパネル、混合廃棄物、廃石膏ボード、アスファルト防水材（※）、非飛散性アスベスト成形板（※）

(6) 委託者の完了状況確認

- ・施工後、委託者が現地確認を行うことから、修繕完了後、委託者と日程を調整すること。

(7) 報告書の提出

- ・受託者は、下記に示す書類を作成の上、本市担当職員に提出すること。

提出書類等	部数	提出期限
(1) 着手時 ・ 作業計画書（工程表、使用材料、安全管理計画含む） ・ 作業責任者及び作業者名簿 ・ 連絡体制表 ・ 作業工程表	各 1	着手後速やかに
(2) 完了時 ・ 完了届 ・ 報告書（施工前・施工中・完了後写真、動作確認、揮発性有機化合物の室内濃度測定結果、マニフェスト等を含む）	各 1	完了後速やかに
(3) その他委託者が提出を指示するもの		随時

(8) 再委託

- ①受託者は契約約款の規定により、本業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、委託者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- ②受託者は業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託承諾願を作成し委託者の承諾を得ることとする。なお、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けているものを再委託先に選ぶことは出来ない。
- ③受託者が業務の一部を再委託する場合は、すべて受託者の責任及び費用において行うものとする。
- ④受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくともよいものとする。

4 特記事項

本業務の履行にあたり、下記事項を遵守すること。

(1) 法令遵守

本業務の履行に当たっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。

(2) 調査等について

修繕遂行に当たり現地調査等を行う際は、修繕に支障をきたさぬ様、委託者と協議の上、計画的に行い、作業中の安全管理、養生、整理整頓および清

掃を徹底すること。また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者に十分配慮すること。

(3) 物品等の調達について

修繕に必要な水・電源・雑材・消耗品等は、特記されているものを除き、すべて受託者が調達するものとする。ただし、施設管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 自動車利用（打合せ時・調査員輸送等を含む）

走行ルート短縮や共同運行など、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。エコドライブの推進 アイドリングストップや暖機運転の短縮など、エコドライブの推進に取り組むこと。

(5) 新型コロナウイルス感染対策

下記について留意し、業務を実施すること。

- ① 業務従事者の体調管理に留意すること。
- ② 業務開始前伊の検温、記録をすること。
- ③ 業務業務開始前に発熱、咳、倦怠感等、体調不良が認められた際は、点検業務に従事させないこと。あるいは、点検業務に従事した者に上記の症状が見られた場合、その旨を速やかに委託者に報告すること。
- ④ 業務開始前、終了後の手指へのアルコール消毒の徹底およびマスクの常時着用をすること。（厚生労働省及び札幌市等から示された指針によりマスク着用の必要がないと判断される場合を除く）。

揮発性有機化合物対策

- (1) 本工事に使用する化学物質を放散(発散)させる建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するとともに、揮発性有機化合物の放散(発散)が少ない材料の使用に努める他、以下を満たすものとする。
 - (ア) ホルムアルデヒド放散(発散)建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とする。
 - (イ) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、(ア)のほか、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (ウ) 保温材、緩衝材、断熱材は、(ア)のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (エ) 屋内に使用する塗料は、厚生労働省に指定された13物質(以下13物質)を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (オ) 木質建材、家具、建具類及び二次製品は、(ア)のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (カ) ワックスは、有機リン系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- (2) 施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散(発散)を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

揮発性有機化合物の室内濃度測定

- (ア) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- (イ) 測定方法 (※拡散方式・吸引方式)
 - (a) 居室の窓及び扉(造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む)を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
 - (b) 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。(学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと。)
 - (c) 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行う。拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定ヘッド・パッシブサンプラー)
 - (d) ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法によること。
 - (e) その他の揮発性化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ/質量分析法の組合せによること。
- (ウ) 測定箇所(施工前・施工後) 居室位置は委託者と協議のこと。